

# 高齢者相互支援推進・啓発事業実施要領

## 1 目的

高齢者相互支援推進・啓発事業は、老人クラブ会員等が、地域の一人暮らしやねたきりの高齢者等の家庭を訪問し、対話、家事援助等の活動を実践するとともに、他の会員及び地域高齢者に対し高齢者相互支援事業についての普及・啓発を行い、もって老人福祉の向上に資することを目的とする。

## 2 実施主体

事業の実施主体は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「県老連」という）とし、県老連及び4郡・12市・5町村（玉村町・上野村・神流町・榛東村・吉岡町）各老人クラブ連合会（以下「郡市町村老連」という）から推薦を受け、県老連が指定を行ったモデル老人クラブ連合会（モデル地区（支部）老人クラブ連合会を含む）又はモデル老人クラブ（以下「モデル老連」という）とで本事業を実施する。

## 3 事業内容

### (1) 高齢者相互支援広報啓発事業

高齢者相互支援広報啓発資料を作成し、老人クラブ及び関係団体に配布し、高齢者の相互支援事業の普及・啓発のための広報を行う。

### (2) 高齢者相互支援推進事業

#### ① モデル老連の指定等

ア 県老連は、モデル老連を指定する。

イ モデル老連は、原則として5人以上の事業実施推進員（以下「シルバーリーダー」という）を選任し、委嘱する。

シルバーリーダーは、他の事業実施会員（以下「シルバーボランティア」という）と高齢者相互支援事業に携わるとともに、老人クラブ会員等に対し、高齢者相互支援事業についての啓発等を行う。

ウ 県老連は、高齢者相互支援推進事業の実施にあたって、モデル老連に対する指導・協力・連絡調整を行う。

#### ② 高齢者相互支援活動研修会の開催

県老連は、シルバーリーダー及びシルバーボランティアを含む郡市町村老連の会員等を対象に、相互支援活動を行うために必要な研修会を開催する。

#### ③ 連絡会議の開催

県老連は、県、モデル老連、市町村等の関係機関による連絡会議を開催し、事業の円滑な実施を図るものとする。

#### ④ 支援（訪問）対象者、おおむね60才以上の

ア ねたきりの高齢者及び高齢者のいる世帯であって、支援を必要とする場合

イ 一人暮らしの高齢者で、支援を必要とする場合

ウ その他の高齢者で、支援を必要とする場合

⑤ 支援（訪問）内容

ア ねたきりの高齢者または高齢者世帯に対する、同世代の仲間との会話によるふれあいや、新鮮な情報提供をする話し相手や、簡単な家事援助の手伝い

イ 一人暮らしの高齢者に対する話し相手、家事援助

ウ 高齢者世帯の高齢者に対する外出時の介助等

エ その他、本事業を進めるうえで必要な支援

4 モデル老連の指定

(1) 県老連は、事業計画書を審査のうえ、県内全域にわたる地域の均衡性を考慮し、モデル老連の指定を行うものとする。

(2) 県老連はモデル老連の指定に際して、① 郡老人クラブ連合会及び5町村老人クラブ連合会にあつては、町村老人クラブ連合会又は老人クラブ ② 市老人クラブ連合会にあつては、原則として地区（支部）老人クラブ連合会又は老人クラブの指定を行うものとする。

(3) モデル老連の指定期間は、原則として2年間とする。

5 モデル老連の推薦及び通知

(1) 郡市町村老連の会長は、モデル老連の推薦にあたり当該モデル老連の事業計画書（様式1）と事業予算書（様式2）を県老連理事長へ提出（別紙1）する。

(2) 県老連理事長は、モデル老連を指定したときは、前記の計画書を取りまとめたモデル老連一覧表（様式3）を添付し、当該郡市町村老連会長あてに通知（別紙2）する。

6 支援（訪問）方法

モデル老連の指定を受けた老人クラブのシルバーリーダー及びシルバーボランティア等が、数名でチームを作り、1名又は2名程度で訪問することが望ましい。

7 支援（訪問）上の注意

(1) 高齢者の人格を尊重し、個人のプライバシーを侵すことのないように配慮するとともに、訪問上知り得た秘密を厳守すること。

(2) 親切、丁寧に対応し、高齢者の話し相手、相談相手となるよう心がけること。

(3) 元気であることの確認については、あいさつ程度の簡単なものでもよい。

(4) 高齢者の生活、健康について必要・緊急を要する事態が発生した場合は、地域の関係者等の各関係機関に連絡をとること。

8 報告及び記録の整備

(1) モデル老連は、事業年度終了後、事業実績報告書（様式4）と事業精算書（様

- 式5)を、当該郡市老連を経由して、県老連理事長へ提出(別紙3)する。  
(2)モデル老連は、訪問日誌等の記録をするものとする。

## 9 経費の負担

モデル老連の事業実施にかかる経費については、県老連が支出する1モデル老連当たり上限5万円の委託料を充てるものとする。

## 10 保険の加入

訪問者の傷害事故等に対応するため、シルバーリーダー及びシルバーボランティアを老人クラブ保険あるいはボランティア保険に加入することが望ましい。

## 11 その他

- (1) 県老連は、事業の実施にあたり必要に応じ、モデル老連に対して指導、助言を行う。  
(2) モデル老連は、事業の実施にあたり必要に応じ、各種関係団体(自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体等)と連携を行うこと。

## 附 則

この要領は、平成 5年 3月1日より実施する。

この要領は、平成14年 4月1日より実施する。

この要領は、平成17年11月1日より実施する。

この要領は、平成18年12月1日より実施する。

この要領は、平成20年 4月1日より実施する。

この要領は、平成20年12月1日より実施する。

(9. 経費の負担の事業費名称)

この要領は、平成21年12月1日より実施する。

(2. 4. 5項目の郡町村数及び町村名)

この要領は、平成24年1月1日より実施する。

(9. 11項目の語句と団体名称等削除)

この要領は、平成25年度4月1日より実施する。

(2項目の法人名の変更 一般財団法人群馬県老人クラブ連合会)

この要領は、平成27年1月1日より実施する。

(2. 実施主体の変更、3. (2)①イ事業実施推進員数の変更、  
4. モデル老連の指定変更(単位クラブ増等))

この要領は、平成28年4月1日より実施する。

(5・8項目、事業予算書・精算書の語句の追加、9. 経費の負担の  
委託料支出)

この要領は、平成29年12月12日より実施する。(様式の名称変更)